

広大地評価改正を見据えた相続税対策の実務

講師：沖田不動産鑑定士・税理士事務所 不動産鑑定士・税理士 沖田 豊明 先生

平成 29 年度の税制改正により、平成 30 年 1 月 1 日以降の相続事案について、広大地の評価方法が改正されます。不動産鑑定士・税理士として数多くの広大地評価に関わっている沖田豊明先生に今回の制度改正の概要を解説していただくと共に、沖田先生が手掛けている「今だからできる」相続対策について、具体的な事例を交えてお話し頂きます。

日 時： 平成 29 年 5 月 18 日（木） 16：00～19：00（休憩時間等含む）

※セミナー終了後、懇親会を行いますので、
是非ご参加ください。

場 所： T K P 渋谷カンファレンスセンター 10A
（渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル）
渋谷駅徒歩 3 分

参加費： 7,560 円（税込）

【講演内容の一部】

- ・ 広大地評価の改正の概要
- ・ 規模格差補正率とは
- ・ 広大地評価改正による影響
- ・ 今だからできる相続対策実務

ご注意 ご欠席の場合、配布した資料は後日ご郵送いたしますが、講義の録音は致しませんのでご了承ください。

【講師】沖田不動産鑑定士・税理士事務所

不動産鑑定士・税理士 沖田 豊明 先生（「資産税実務研究会」会員）

平成 11 年に不動産評価・相続資産税専門型の事務所として埼玉県川口市に開業。
不動産鑑定士でもある専門知識を活かした「相続税に関する土地評価」を得意分野としている。
自ら相続税の申告をするかたわら、年間 100 社以上の税理士・会計事務所の資産税評価業務のサポートを行っている。広大地評価の適用を得意としており、納税者様の顧問税理士と協力をしながら、税務署に対する広大地鑑定書を数多く発行し、その是認を得ている。
また、各税理士会の支部研修等における講師業務も年間約 50 件行っている。
著書『不動産の活用法 プロがきちんと教えます』『相続のお金と手続き・これさえ知っていれば安心です』



ご注意 ご欠席の場合、配布した資料は後日ご郵送いたしますが、講義の録音は致しませんのでご了承ください。

お申込から受講までの流れ・・・

- ① 受講を希望される方は本書を FAX にてお送りください。
- ② 概ね 1 週間以内に「ご請求書」を郵送にてご送付いたします。
- ③ 「ご請求書」到着後、指定口座に受講料をお振込ください。
- ④ 開催日約 1 週間前にメールにて「受講票」をお送りいたします。
- ⑤ 「受講票」は当日必ずお持ちください。 ※ 懇親会参加費は別途、セミナー会場にてお支払いいただきます。

5/18(木) セミナーお申込み ☎ FAX:03-5778-2614

セミナー後の懇親会（会費：5,000 円/税込）に（参加する・参加しない）
↑どちらかに○をつけてください

貴事務所名		お 名 前	
TEL		領収書のお宛名	事務所名 ・ 個人名
E-mail	@	（受講票の送付先となります）	